【社会保険等未加入対策に係る手続きフロー図】

対象工事：平成29年度以降に入札公告又は指名通知を行う松江市発注工事

①社会保険等の加入状況の確認（施工体制台帳による）

下請負人通知書に記載された全ての者について確認

監督職員

未加入

加入・適用除外

対策不要

②確認書類の提出依頼

・指定期間内（注1）に、社会保険等の加入が確認できる書類を提出するよう請求（注2）
・確認書類が提出されない場合、制裁金を請求する旨も併せて通知
（注1）受注者に状況を確認した上で、原則として1ヶ月を目途に設定する。
（注2）確認書類の提出を請求するのは、一次下請契約を締結した者が未加入の場合のみ

発注者→受注者

※二次下請以下の場合

※一次下請の場合

③－2確認書類未提出

③－1確認書類提出
（受注者→契約担当課等）

④制裁金請求の通知

受注者に対し制裁金を請求する旨を通知する。

発注者→受注者

⑤契約検査課へ報告

下請負人通知書及び未加入業者に係る下請負契約書等を送付

発注者（工事担当課）→契約検査課

⑦未加入業者の通報

国や県等の建設産業許可部局に通報

契約検査課→建設業許可部局

⑥ペナルティ

1．制裁金の請求（工事担当課）
2．指名停止措置（契約検査課）
3．工事成績評定の減点（建設工事監理室等）
＋
工期内における改善の指示（監督職員→受注者）

ペナルティなし